

建設工事請負代金中間前金払実施要領

(平成 16 年 9 月 21 日制定)

(平成 21 年 4 月 1 日改正)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

(令和 7 年 4 月 1 日改正)

(通則)

第 1 条 工事請負代金中間前金払の実施については、東広島市建設工事執行規則（平成 10 年東広島市規則第 4 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(実施の範囲)

第 2 条 中間前金払の対象は、前金払の支払が既に終了している工事とする。

2 中間前金は、規則第 46 条に定める経費以外に充当してはならない。

(中間前金払の額)

第 3 条 中間前金払とする金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内の範囲とし、支払最高限度額は次条の保証事業会社がした当該工事の保証の範囲内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、算定して得た額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(保証事業会社)

第 4 条 東広島市が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社とする。

(請求及び支払)

第 5 条 中間前金払の請求書は、規則第 44 条の規定に基づき、当該工事を発注する担当

課で受理し、適正な請求書と保証証書を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

- 2 前項の規定による保証証書の受領については、請負者が、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講じた場合においては、当該工事を発注する担当課は、当該保証証書を受領したものとみなす。
- 3 前項及び規則第44条第2項の規定により市長が認めた措置は、請負者が、電子証書等閲覧サービス（電子証書等（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された証書又は証券をいう。）を、電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するため、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保証事業会社が指定するものをいう。）に送信した電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の契約番号に関連付けられた暗証番号をいう。）を、当該工事を発注する担当課に提供するものとする。

（中間前金払に係る認定）

第6条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。
- 2 担当課は、請負者から中間前金払に係る認定の請求があつた場合は、前項各号に掲げる要件をすべて満たしていることについて調査し、当該請求後、原則7日以内に認定又は認定しないことを決定し、当該結果を通知しなければならない。

なお、認定請求書には工事履行報告書を添付させるものとし、これにより調査を行うこととする。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払と部分払の選択は、契約締結時に請負者に行わせることとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

(債務負担行為等に係る特例等)

第8条 債務負担行為に係る契約については、その出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

2 前条の規定により中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る契約について、その出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

3 前条の規定により中間前金払を選択した場合においても、請負者の責に帰すことができない事由（天候の不良、関連工事の調整への協力等）によって年度内に完成できず繰越となる工事について、年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。
なお、部分払額は、次の式により算定するものとする。

部分払金の額 $\leq$ 出来高金額 $\times \{9/10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}\}$

4 請負者が前項の規定により年度末の出来高に対する部分払の請求をしたときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ この要領の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。